

国保

加入中の

被用者

の方へ



**新型コロナウイルス感染症に
感染又は感染が疑われる方が
療養のため仕事を休んだとき**

傷病手当金 制度があります

新型コロナウイルスへの感染や感染疑いのため仕事を
休み、その間給与等が支払われない、又は減額された
とき、「傷病手当金」を受け取れることがあります。

手当金を受けるには

以下の条件をご確認のうえ、裏面もご覧ください



1. 新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと

帰国者・接触者外来が設置された医療機関や事業主の証明が必要です。
感染が疑われる場合、まずは「帰国者・接触者相談センター」へご連絡ください。

2. 4日以上休んでいること

3. 休んだ期間について給与等がもらえないこと

会社から給与等が支払われている場合でも、その金額が傷病手当金より少ないときは、
その差額が支給されます。

支給額

直近の継続した3月間の
給与収入の合計額
÷
就労日数

× 3分の2 × 支給対象日数

傷病手当金を申請するには

①「国民健康保険傷病手当金支給申請書」を4種類 ご用意ください

●世帯主記入用

手当金は銀行振り込みで支給され、受領されるのは世帯主の方となります。
世帯主以外の方が受領する場合、委任が必要です。

●被保険者(国保に加入しているご本人)記入用

帰国者・接触者相談センターを受診できなかった場合、「医療機関記入用」の申請書の代わりに、こちらに事業主の方の証明が必要です。

●事業主記入用

直近3ヶ月間において、複数の事業所に勤務していた方が、それぞれの事業主での就労ごとに申請する場合、各事業主において申請書を作成ください。

●医療機関記入用

② 役場の福祉課窓口へお持ちください

③ 審査を行い、支給決定通知書をお送りします

審査の結果、支給が決定した場合は支給額・振り込み日が記載された通知書が届きますので、内容を確認してください。

Q. 仕事を休んだその日から支給の対象となるの？

A. 「仕事を休んだ日（もともとの休みは除く）」から数えて、3日経過した後の次の「仕事を休んだ日」から支給対象となります。「もともと勤務の予定がなかった日」は、その2日目、3日目のうちに含めて数えます。

Q. 対象となる期間は？

A. 令和2年1月1日～令和3年9月30日の間です。
ただし、入院が継続するときは最長1年6月までです。

Q. 申請書はどこでもらえるの？

A. お住まいの市町村へお問い合わせください。
窓口のほか、郵送でお届けできる場合があります。

お問い合わせ先

福島町役場 福祉課(TEL:47-4682)